

令和9年4月1日採用 今治市児童館会計年度任用職員（フルタイム職員）
の採用試験の実施について

今治市児童館会計年度任用職員の採用試験を次のとおり実施いたします。

1 職種区分、勤務施設及び職務内容

(1) 試験区分：地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員

(2) 勤 務 地：今治市内

職 種	勤務施設	職 務 内 容
児童厚生員	市内の児童館 (島しょ部含む)	児童厚生員として、児童館で児童健全育成事業に従事します

2 受験資格、採用予定数

(1) 昭和52年4月2日以降に生まれた者で、次表のいずれかの資格を有する者

(令和9年3月末日までに資格取得見込みの者を含む。)

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

職 種	採用予定数	資 格 要 件
児童厚生員	若干名	・ 保育士資格を有する者 ・ 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者 ・ 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者及び令和9年3月31日までに卒業見込みの者 ・ 高等学校以上を卒業した者で2年以上児童福祉事業に従事した者

3 試験の方法

書類選考及び個別面接試験

※上記試験科目のうち、一定の基準に満たない項目がある場合には合計得点にかかわらず不合格となります。

4 試験の日時及び場所

(1) 試験日時：令和8年11月初旬予定

(2) 試験会場：今治市役所内会議室

(3) その他：受付後、申込者に対し、採用試験に関する詳細を記した文書を送付します。

5 募集期間及び応募方法

(1) 募集受付期間

令和8年10月1日(木)～令和8年10月16日(金)の執務時間内

※ 郵送によることも可、封筒の表に「児童厚生員募集申込み」と朱書きしてください。

この場合10月16日(金)の消印分まで有効とします。

(2) 必要書類・提出先

「履歴書」及び「該当する資格を有する証明書(写し)又は資格取得見込み証明書」をネウボラ推進課まで提出してください。

(3) 個人情報の取扱い

提出された書類は、合否にかかわらず返還しません。また、採用の資料とする以外の目的に使用しないとともに適切に管理いたします。

6 合格発表及び採用時期

合格発表は、11月中旬を予定しています。

採用時期は、令和9年4月1日です。

7 採用後の条件

(1) 勤務時間等

配属された施設毎の開所時間内において1日7時間45分(週38時間45分)を基本として勤務シフトを編成します。

必要に応じて時間外勤務があります。休憩時間は1日60分です。

(2) 休日

月曜日、火曜日午前、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、4週間について指定する火曜日午後2日及び他の1日

年次有給休暇が労働基準法に基づき付与されます。

(3) 給与等

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例に基づき基本給(月給)が支給されるほか、該当者に対しては、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当、退職手当等が支給されます。

社会保険(健康保険、厚生年金及び雇用保険)が適用されます。

＜参考＞ 児童厚生員：(福祉職給料表1級9号) 225,600円/月

※採用後の条件は改定することがあります。

(4) その他

任期は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとし、勤務成績に応じて1会計年度ごとに再度の任用(更新)を行います。

8 試験結果の開示

試験結果については、次により開示します。

(1) 開示請求できる者：不合格者本人

※写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示をお願いします。

(2) 開示内容：本人の総合得点及び合格最低点

(3) 開示請求できる期間：合格発表の日から2週間以内（執務時間内）

(4) 開示する場所：今治市ネウボラ推進課

9 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「 」といいます。）に基づく措置

(1) 本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日施行のこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

(2) 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることになります。

(3) 予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

9 問い合わせ先

今治市ネウボラ推進課

電 話：（0898）36－1553（直通）